

業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程

実施細則

平成23年 4月19日

平成23年 1月21日

平成26年 4月 1日

平成26年 4月15日

平成28年 3月16日

平成28年11月17日

この業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程実施細則（以下「細則」という）は、業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程（以下「規程」という）の細則を定める。

（受講資格）

1. 規程第13条第1項（5）に定める「知見を有する者」は、冷凍空調機器の構造や冷媒配管の施工・保守メンテナンスに関する知識を持ち、漏えい点検に精通した者であり、主に以下のような者が該当する。
 - （1） 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員（旧）
 - （2） 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
 - （3） 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学）かつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
 - （4） 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械一種・二種・三種）試験合格者
 - （5） 冷凍空調技士（一種・二種）試験合格者
2. 規程第13条に定める「実務経験」とは、原則として、『冷凍空調設備業』を行っている企業でかつ『高圧ガス販売』事業所において、施工、保守・メンテナンス業務の経験をいう。

ただし、「実務経験」の判断がつかない場合は、規程第11条に定める講習認定委員会にて検討する。
3. 規程第13条第1項ただし書きの実務経験及び年数については、以下によるものとする。
 - （1） 本細則第1項（1）（2）（4）（5）については、3年
 - （2） 本細則第1項（3）については、不要
4. 規程第13条第2項（2）リで定める者は、本細則第1項を準用する。
5. 規程第13条第2項ただし書きの実務経験及び年数については、以下によるものとする。
 - （1） 本細則第1項（1）（2）（4）（5）については、1年
 - （2） 本細則第1項（3）については、不要